

1. 被相続人さま(お亡くなりになった方)の戸籍謄本について
 相続人さまを確認するためには、被相続人さまがお生まれになった時から、お亡くなりになった時までの「連続した戸籍謄本」が必要になります。
 なお、「連続した戸籍謄本」に替えて、法務局が発行する「法定相続情報一覧図の写し」(原本)のご提出でもお取扱いができます。
2. 相続人さまの戸籍謄本について
 被相続人さま(お亡くなりになった方)の戸籍謄本にて、相続人さまのお名前を確認できない場合には、相続人さまが記載されている戸籍謄本の提出をお願いします。
3. 「戸籍謄本」・「法定相続情報一覧図の写し」の入手方法について

1. 戸籍謄本を本籍地の役場にて入手する場合

- (1) 本籍地の役場へ問合せ
 役場の戸籍担当者にあらかじめ電話にて「相続の提出書類であること」を伝え、役場に持参するものをご確認ください。
- (2) 戸籍の特定
 役場に戸籍謄本を請求する際、次の必須項目をご確認ください。
 - ① 本籍地
 - ② 筆頭者氏名
- (3) 本冊子の8ページを役場に見せる
 - ・ みなと銀行提出用「戸籍謄本の範囲」を記載しています。
 - ・ 役場1ヶ所で戸籍謄本が揃わず、次の役場で戸籍謄本を請求する場合、次によりご利用できます。
 - ① 来所中の役場で戸籍謄本が揃わない場合、不足戸籍謄本の請求に必要な明細記入を「お願い」する文書です。
 - ② 役場担当者の協力を得られれば「該当役場名・本籍地・筆頭者(戸主)」を明細記入してもらえると、次の戸籍謄本入手が容易になります。
- (4) 本籍地が遠方の場合
 郵送請求により入手できますので、当該市町村役場の戸籍担当者にお問合せください。

戸籍謄本が広範囲の場合

- (1) 戸籍謄本入手の難しさ
 「相続人さまが多数である」「頻繁に転籍^{注1)}をしている」等の理由により、相続手続に必要な戸籍謄本の取り寄せ先が各地に分散している場合、連続した戸籍謄本をすべて揃えるには、時間と手間がかかります。
注1) 転籍とは、役場への届出により本籍地を変更すること。
- (2) 専門家への依頼
 相続関係が複雑な場合には、若干の費用がかかりますが、相続人さまご自身で司法書士等に依頼することができます。
- (3) 専門機関の紹介
 相続手続全般の代行等を希望される場合、当行より専門機関へ取次いたします。(別途費用が必要です。詳しくはみなと銀行本支店窓口へお問合せください。)
 ◇取次先 : (株)朝日信託、(株)りそな銀行、三井住友信託銀行(株)等
 ◇代行業務 : 戸籍謄本入手・各金融機関の預貯金等の相続手続・相続税の計算・遺産分割協議書の作成・不動産の相続登記など。

2. 法定相続情報一覧図の写しを法務局にて入手(交付申請)する場合

- ◇相続人さままたは弁護士等の専門家が、被相続人さまの出生～死亡までの戸籍謄本をそろえ、「法定相続情報一覧図」を作成し、登記所(法務局)へ届出ます。
- ◇登記官が内容を確認後、「法定相続情報一覧図」を保管し、「法定相続情報一覧図の写し」を発行します。